

○戸田市住居表示に関する条例

昭和41年4月1日
条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第4条及び第8条第2項の規定に基づき住居の表示に関して必要な事項を定めるものとする。

(街区の区域)

第2条 市長は、街区の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。

(住居番号)

第3条 住居表示を必要とする建物その他工作物として、市長が別に定めるものを新築した者は、ただちにその旨を市長に届出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は当該建物その他の工作物に住居番号をつけ又は従来の住居番号を変更し、若しくは廃止しようとするときは、市長に申し出ることができる。

3 市長は第1項の届出若しくは前項の申し出があったとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があったとき、又は実態調査等により住居番号をつけ、変更し、若しくは廃止する必要があるとき、ただちに必要な措置を講じなければならない。

4 市長は住居番号をつけ変更し、又は廃止したときは、ただちに関係人に通知しなければならない。

(住居番号の表示)

第4条 建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市長が別に定める場合のほか、次の各号の定めるところによりそれぞれ住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかななければならない。

- (1) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路に接している場合は、当該建物の出入口附近
- (2) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路から離れている場合は、当該建物その他の工作物から道路への主要な通路が道路に接する附近。ただし、状況によっては道路へ通ずる主要な通路が当該建物その他の工作物

と接する附近とすることができる。

2 前項の表示の様式は市長が別に定める場合を除き別記様式によらなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、住居の表示に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

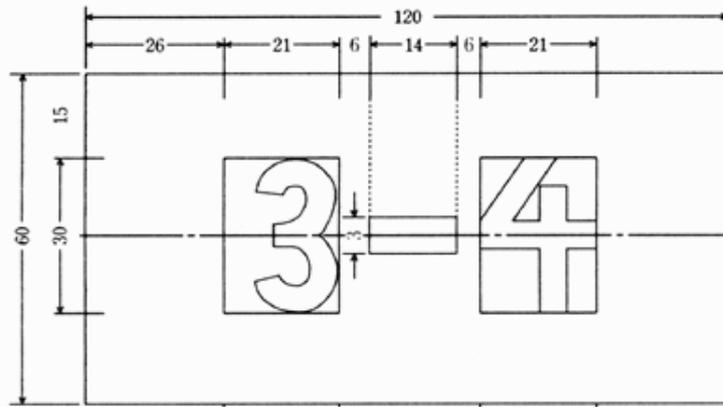
この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

別記様式

(住居番号の表示の様式)

単位：ミリメートル

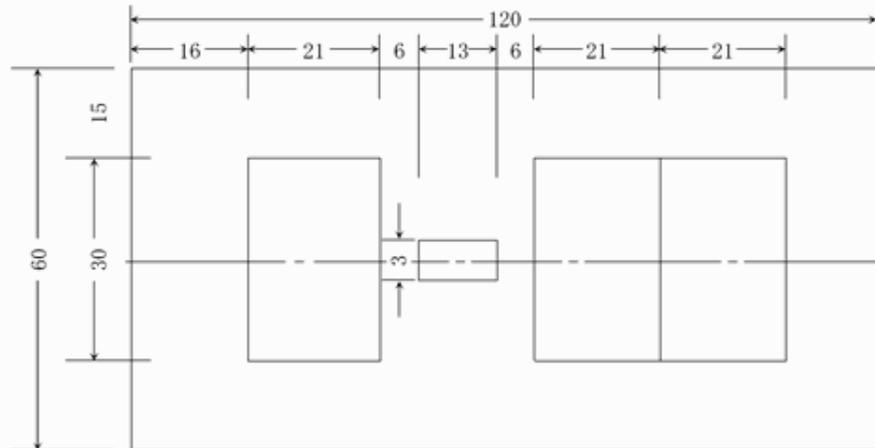
(1)

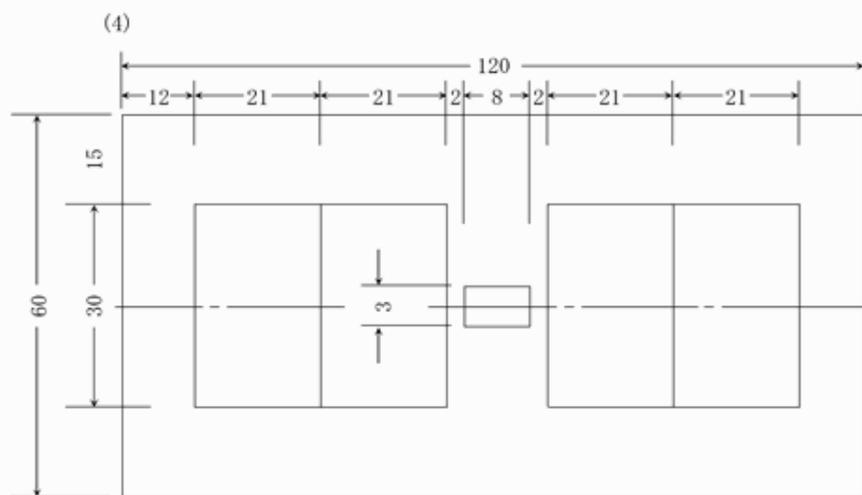
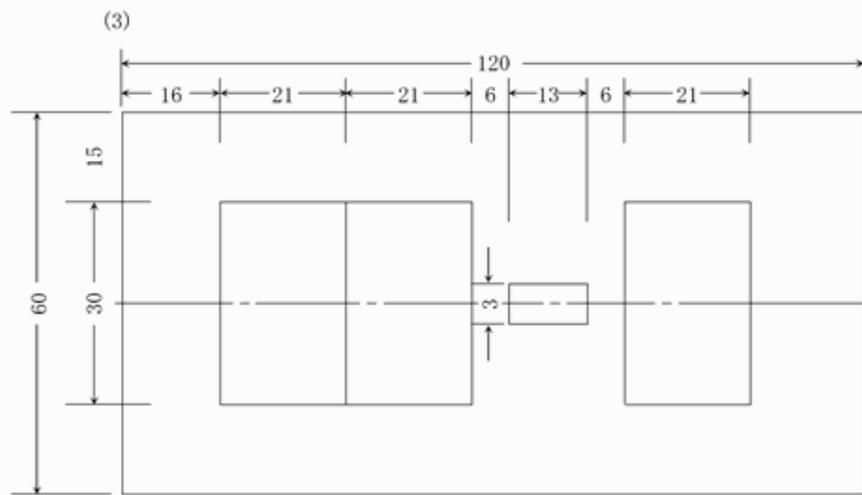


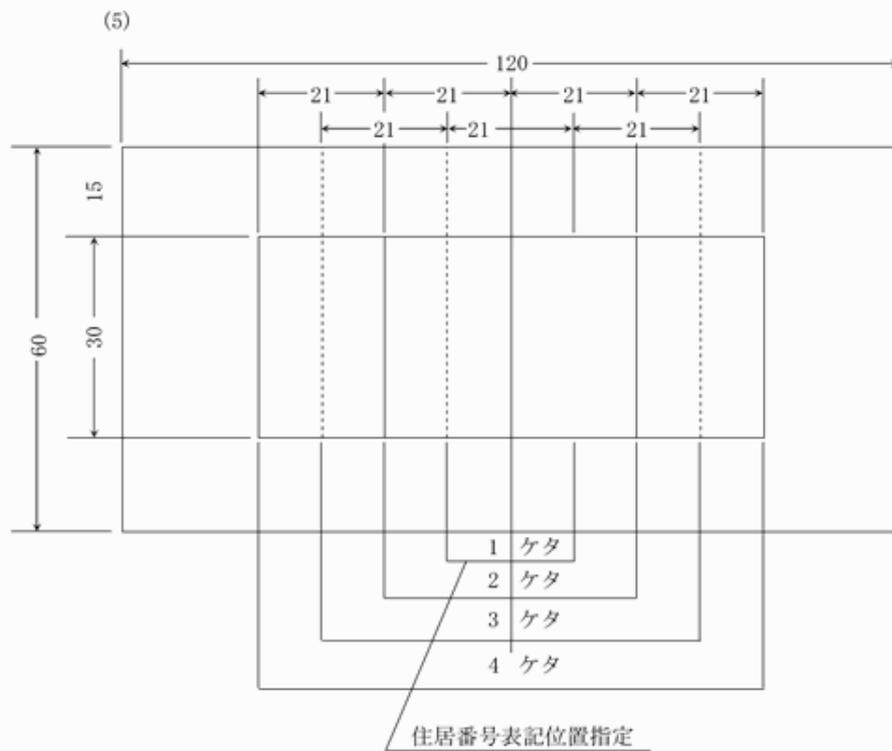
街区符号表記位置
アラビア数字、白ヌキとする。

住居番号表記位置
アラビア数字、白ヌキとする。

(2)







上記のとおり中心振分けとすること
 単位：ミリメートル

別記様式